

平成 3 1 年度

事 業 計 画

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会

平成31年度事業計画

基本方針

これまでの公的福祉サービスは、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとのニーズに対して、福祉施策を充実してきました。しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法等の各制度が成熟化する一方で、既存の縦割りの体制では対応できない課題も生じています。こうした背景のもと、国は、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」関係を築き、他人事を「我が事」に変えるような働きかけや、地域の課題を包括的に受け止める場の構築の支援に力を入れ、住民が主体的参加し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを進めています。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』と規定され、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特長とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面をあわせ持った組織とされています。そして、なによりも地域のさまざまな生活上の課題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り『だれもが安心して暮らせる、ひとにやさしい福祉のまちづくりをめざす』民間の団体として、福祉活動への住民参加をすすめながら、地域福祉活動推進を果たすことを大きな役割としています。こうしたことから、地域共生社会を進めていく上で社会福祉協議会活動の充実・発展が求められているところです。

本会では、地域共生社会の実現に向けて、地域のあらゆる住民が支え合いながら自分らしく活躍できるよう、民生児童委員をはじめ町内会やまちづくり協議会などと協力しながら、地域住民の互助・共助の基盤づくりをすすめていきます。

そこで、平成31年度も引き続き、本計画に基づき本会の使命である『かけがえない一人ひとりを大切にし、助けあい、支えあいの心を地域に広げます。そして、だれもが幸せで笑顔あふれるまち「たかはま」を目指します。』を果たすため、以下の事業に取り組んでまいります。

重点目標

1 高齢者・障がい者・子どもを含む包括的な支援

高浜市が進めている地域特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築について、本会では高齢者、障がい者、子どもを始めとする全ての人が住み慣れた高浜で安心して暮らしていけるまちづくりの推進において、その一端を担えるよう努めていきます。

そのため、本会は高浜市より「生活支援体制整備事業」を受託し、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を中心に、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していきます。

2 日常生活における困りごと対応力の強化

本会は、高浜市より受託している「生活困窮者自立相談支援事業」「権利擁護支援センター事業」を基盤に、窓口に見える生活に課題を抱えた相談者に対し、関係機関等と連携しながら、相談者が日常的な生活を自らの力で維持できるようにするための支援や、相談者の尊厳や人権が侵されることのないような支援を継続して進めていきます。

そこで、総合相談窓口である「いきいき広場」の機能の一つとしての役割をしっかりと果たすために、課題を抱える方々の情報を集約し支援にしっかりとつなぐことができるよう行政、各種関係機関、地域の各種団体と協議の場などを通じて、連携強化に努めます。

3 ボランティア活動の推進

市内で活動されているボランティア活動のさらなる推進を図るため、ボランティア講座や、わくわくフェスティバル開催によるボランティア活動者の発掘、参加促進に努めるとともに、井戸端会議などを通じて、情報交換や共有を行いボランティア同士のつながりを強められるよう努めてまいります。

また、市内で広がりつつあるユニバーサルスポーツ・ボッチャにおいて、ボッチャ普及委員会とともに、高齢者、こども、障がい者だけでなく、更に普及拡充を進めるため、企業への呼びかけに努めてまいります。

4 子育て支援事業の推進

本会では高浜南部保育園、中央保育園、中央児童センター、中央児童クラブ、家庭的保育事業、託児所及び心身障害児福祉施設みどり学園と幅広い子育て支援事業を行っています。

平成31年度からは、みどり学園の指定管理者としての新たな5年間が始まる中で、早期療育に努め、年齢や発達に合わせた個別配慮の発達支援を行い統合保育へ繋げます。

また、保健センターやこども発達センター等各種関係機関との連携を図り、安心して子育てができる環境整備を努めるとともに、園児の受け入れ人数に変化があっても安定した子育て支援事業ができるよう、経営面での検討を行ってまいります。

5 障害者の地域生活支援づくり

本会の障害者相談支援事業所では、障害のある人が「働く」を通して安心して生活できるように「働く」と「暮らす」の一体的な支援を継続して進めてまいるとともに、市が進める障がい者支援の充実において、必要な役割を担うように努めてまいります。

また、本会が運営する子どもから高齢者にいたる福祉サービスを提供する事業所では、引き続き障がい者を直接雇用していけるようにする取組みを継続していきます。障がい者が働きやすい職場は、誰もが働きやすい職場であると同時に、地域共生社会づくりにもつながります。本会がそのモデルとなるよう努めてまいります。

6 高齢者への在宅福祉サービスの充実

介護保険制度の改正等により、要支援・要介護者等の方に対する効果的かつ効率的な在宅福祉サービスが提供されるようになっていきます。高浜市においても多くの介護保険事業所ができ、在宅生活をする高齢者はサービスの選択が広がっています。そうした中、本会の介護保険事業においては、本会が担うべき事業を継続して提供できるよう介護保険事業の運営・経営の検討を行ってまいります。

7 法人内連携の強化・人材の育成

社会福祉法人制度の改革により、社会福祉法人においては、経営組織の在り方や、事業運営の透明性の向上を図るよう法制度が見直され、昨今では、災害発生後の「業務継続計画（BCP）」の必要性も重要とされています。

そこで、本会も災害発生後の業務継続に万全を期する計画を検討しつつ、本会の使命を組織全体、全職員で取り組めるように人材育成に努めてまいります。

事業

1 社会福祉事業

法人運営部門

- 1 法人運営事業
- 2 基本財産積立事業
- 3 退職給与積立事業
- 4 福祉基金運用事業
- 5 ボランティア基金運用事業

地域福祉部門

- 1 地域福祉活動事業
- 2 ボランティアひろばセンター事業
- 3 ふれあいサービス事業
- 4 こころん号貸出事業
- 5 生活支援員派遣事業
- 6 日常生活自立支援事業
- 7 高齢者給食サービス事業
- 8 送迎サービス事業
- 9 いきいき健康マイレージ事業
- 10 シルバーハウジングL S A事業
- 11 居宅介護等給付事業
- 12 生活支援体制整備事業
- 13 生活福祉資金貸付事業
- 14 愛の援護資金貸付事業
- 15 法外援護資金貸付事業
- 16 高等学校奨学金貸付事業
- 17 高齢者福祉事業（共同募金配分金事業）
- 18 障害児者福祉事業（共同募金配分金事業）
- 19 児童福祉事業（共同募金配分金事業）
- 20 ボランティア等事業（共同募金配分金事業）
- 21 歳末たすけあい事業（共同募金配分金事業）

障がい者支援部門

- 1 障がい者相談支援事業

在宅福祉サービス部門

- 1 訪問介護事業
- 2 定期巡回随時対応介護事業

- 3 こころんサービス事業
- 4 通所介護事業
- 5 障害児・者デイサービス事業
- 6 認知症共同生活介護事業
- 7 地域共生型総合事業
- 8 地域共生型グループホーム事業

子育て支援部門

- 1 南部保育園運営事業
- 2 中央保育園運営事業
- 3 中央児童センター事業
- 4 中央児童クラブ事業
- 5 託児所管理運営事業
- 6 子育て支援センター事業
- 7 こども発達支援センター運営事業

2 公益事業

地域福祉部門

- 1 権利擁護支援センター運営事業
- 2 生活困窮者自立支援事業
- 3 宅老所管理運営事業
- 4 宅老所いっぷく運営事業
- 5 ふれあいサロンあっぱ運営事業

在宅福祉サービス部門

- 1 訪問入浴事業
- 2 小規模多機能型居宅介護事業
- 3 障害訪問入浴・日中一時支援事業
- 4 居宅介護支援事業
- 5 家庭的保育事業
- 6 みどり学園管理運営事業

3 収益事業

地域福祉活動部門

- 1 自動販売機設置事業